

## 国指定白神山地鳥獣保護区の概要

1. 所在地 青森県岩崎村、深浦町、<sup>あじがさわ</sup>鱒ヶ沢町、<sup>にしめや</sup>西目屋村  
秋田県藤里町
2. 面積 鳥獣保護区 17,157ha
3. 指定区分 大規模生息地の保護区
4. 存続期間 平成16年3月から平成25年10月まで(9年8ヶ月間)
5. 指定目的(指定区域の考え方)

指定区域(案)は、イヌワシ、クマタカの大型猛禽類、クマゲラ等の希少な森林性鳥類に加え、ツキノワグマが生息する区域であり、これら種の営巣地が確認されているほか、本区域内で広く目撃情報が得られている。

イヌワシ等の猛禽類は、一般的には疎開地等のパッチが含まれる森林地帯を好むが、指定区域(案)は、広大で多様かつ自然性に富んだ森林地帯であり、こうした疎開地等も多く含まれるほか、白神山地に多数生息するこれら猛禽類が頂点に立つ食物連鎖を安定的に支える上で、多種多様の鳥獣(鳥類数68種 [本州在来種の94%]、哺乳類数44種 [本州在来種の80%])を育てていることから、ブナ原生林を対象に指定区域を捉える必要がある。

また、本区域(案)は、大型哺乳類であるツキノワグマの生息地にもなっており、餌資源を安定させ、持続的な繁殖を確保し、地域個体群の安定的な存続を図る上で、幅広いブナ林を対象に指定区域とする必要がある。

従って、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、猛禽類及び大型哺乳類を含む多様な鳥獣の保護を図るものである。

